

取水超過・法令違反でも経営責任は不問？ 社員には責任追求これでいいのか！

2月10日、本部は「申」第21号（取水超過に関する申し入れ）の業務委員会を開催しました。昨年12月2日、テレビ・新聞などマスコミ各社は、JR東海が東海道新幹線の雪を溶かすために河川から取水していた量が河川法に違反し超過していたと報道しました。そのため12月7日に申し入れていました。

業務委員会における会社回答は、「超過した日があった」「河川への影響はない」「一日の取水量の変更許可を得ている」などとし、さらに取水超過問題に対する経営責任について、なんと「東日本はデーター改ざんなど悪質で行政処分を受けた」と「JR東海では悪質な行為がないので責任はない」と言わんばかりの無責任な姿勢を示しました。この様な全く河川法令に違反したことへの反省がないことから、それは「公式見解か」と糾したことにおいて「不適切な言葉であった」と前言を撤回せざるを得ませんでした。

また、組合から「取水超過は認識していたとマスコミ報道されているが超過をいつ認識したのか」との質問に対して、「今回調査した結果を県に報告した」と回答しかできませんでした。しかし一方で「超過は認識していたが緊急やむを得ずに利用した」「過去の利用実績に県からの指摘はなく認めてくれていたと思っていた」と矛盾した回答をしているのです。さらに「以前から取水超過を認識していたのではないのか」と糾しましたが、「今回調査した結果」を繰り返すのみで、取水超過を認識した時期について答えることはできませんでした。

会社は社員に対して「ルールを守れ」と声高に繰り返し「処分」を乱発しています。しかし会社自らが法令に違反し社会的にJR東海の信用を傷つけてもなお、全く反省しようとしないうる無責任な会社の姿勢がより鮮明となりました。

会社としての責任を明らかにせよ！

結果オーライ「河川への影響はない」と責任回避！